

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 P C D S (太平洋軍備撤廃運動)／平和資料協同組合(準)  
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1  
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、  
15日に発行。  
1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

21 96/5/15

¥100

## 特集

# 総まとめ－CTBTの争点

## ジュネーブ軍縮交渉第2会期を迎えて

5月13日に、ジュネーブ軍縮会議の第2会期が始まる。6月28日までのこの会期が、CTBT(包括的核実験禁止条約)の命運をきめる重要な交渉の場となる。CTBTの年内成立は可能か、可能だとしてどのような内容か、だれが参加したのが参加しないか、これらのことすべてを視野にいれた回答が求められる。CTBTの論点を整理する。

### I 簡単な経過

本誌第17号参照)を任命し、精力的な個別折衝を行わせた。

第1会期の終了にあたって、ラマカーラー議長は、各国の論点整理を促進するために「作業文書」を提出した。多くの国がこれらの試みを歓迎したが、中国、パキスタン、インド、ロシアは、「転がし草案」から離れて議論を促進しようというこれら

の試みに反発している。

第1会期が終った後に、ジュネーブ交渉と離れた場所で最新の重要な進展があった。ロシアがゼロ・イールド実験禁止に加わることが、モスクワでの原子力安全サミットで明らかになったのである(4月20日)。

以下に論点ごとに現状を解説する。

### 包括的核実験禁止条約(CTBT)の「禁止の範囲を定める条項」

#### オーストラリア案 (CD/NTB/WP. 222)

#### イント案 (CD/NTB/WP.244、96年3月25日 に一部修正)

1. 加盟国は、その主権下あるいは管理下にあるいかなる場所においても、いかなる核兵器実験の爆発やその他いかなる核爆発も行わないし、そのような核爆発を禁止し、防止する義務を負う。

1. 加盟国は、その主権下あるいは管理下にあるか、それを越えた場所であるかを問わず、いかなる場所においても、いかなる核兵器爆発や、あるいはその他いかなる核実験爆発や、あるいは核分裂物質や核融合物質を化学的火薬やその他の手段で急速に集合させたり圧縮したりすることによるいかなる原子核エネルギー放出をも禁止し、防止し、行わない義務を負う。

2. さらに加盟国は、いかなる核兵器実験の爆発やその他いかなる核爆発も、それが行われるようしむけたり、奨励したり、いかなる形においても参加したりしない義務を負う。

2. さらに加盟国は、いかなる核兵器実験の爆発やその他いかなる核爆発も、それが行われるようしむけたり、奨励したり、援助したり、いかなる形においても参加したりしない義務を負う。

CTBTの交渉は、ジュネーブ軍縮会議(CD)で1994年1月に開始された。最初の議長はメキシコのマリン・ボッシュであった。彼はその後の草案の土台となる、93ページの「転がし草案」(ローリング・テキスト)を残した。95年1月にポーランドのデンビンスキが議長になった。この時期、95年8月にフランスとアメリカが、いわゆるゼロ・イールド(威力ゼロ)までの核爆発禁止を約束して、禁止すべき範囲について大きな前進があった。1996年1月にオランダのラマカーラーが議長になったときには、転がし草案の論争点や選択肢に実際に1200個の括弧がついていた。

2月、イランとオーストラリアはそれぞれ独自の「モデル条約」を提出して、それまでの交渉の中間的着地点を提案した。ラマカーラー議長は、不一致の多い項目について、議長補佐(フレンド・オブ・チェア、

## II 禁止範囲 (スコープ)

条約の核心ともいえる禁止範囲について、現在交渉の場には4つの案が提出されている。

- (1)オーストラリア案 明示的な表現ではないが、すべての核爆発をゼロ・イールドまで禁止するものであると理解されている。現在、もっとも多くの支持がある。(1ページの図み参照)
- (2)中国案 平和的核爆発(土木工事などへの核爆発利用)を禁止から除外する。
- (3)ロシア案 1963年のPTBT(部分的核実験禁止条約)の文言を地下実験に拡大する表現。しかし、モスクワ・サミットの合意を踏まえて、もはやこの主張にこだわらない可能性がある。

## III 平和的核爆発 (PNE)

大部分の国が、CTBTはPNEを含めて禁止すべきであると考えている。非同盟諸国も、PNEを許すことは条約を台無しにすると繰り返し主張してきた。しかし、まったく孤立しているにもかかわらず、予想をはるかに越える執ようさで、中国はPNEに固執している。

3月28日の中国代表の演説は、主張の根拠を次のように述べている。  
「重要な原則として、軍縮条約や軍備管理条例条約は平和目的の科学技術の発展や応用を妨げてはならない。したがって、CTBTがPNEを禁止するのは誤りである...国民一人当たりのエネルギーや鉱物資源の不足している人口の多い途上国として、中国は経済的な要求に合うか

(4)インド案 核爆発を厳密に規定して、抜け穴を封じようとする。煩雑すぎて、よけいに抜け穴を作るという懸念がある。(1ページの図み参照)

インドネシアが、非爆発性の実験(実験室実験やシミュレーションなど)も禁止する内容をもった案を最近とり下げたが、iranのモデル条約はこれを復活させている。しかし、モデル条約は交渉用の提案ではないので、現在のところ非爆発性の核実験を禁止する案は存在しない。

この状況の中で、禁止範囲についての最大の問題点は、中国の平和的核爆発への固執とインドやパキスタンがこだわる「ゼロ・イールド」を保証するための文言であると考えられる。

パキスタンは、オーストラリア案の条項をいじらず、条約の文脈でいかなる「しきい値」の核実験も許されないような工夫を主張している。具体的には条約の目的の中に文言を入れることを考えている。iranのモデル条約では、前文に「新しく核兵器を開発したり、質の向上を図ったりすることを阻止する」という内容で条約の目的を述べている。この案は多くの国から提出されていた。

もしれない将来性のある有用な技術を永遠に放棄することはできない。中国は、PNEが悪用される可能性があるという懸念はよく理解できる。しかし、その問題は、PNEの申し出と承認の厳密な手続き、PNEの全過程についての効果的な国際的な査察機構を確立することによって解決すべきことである。」

iranのモデル条約は、中国のこの論を基礎にしてPNEの救済を試みている。禁止範囲ではPNEを禁止し、「条約国会議」の任務として、例外的に認められる場合にPNEを承認できることを盛りこんでいる。具体的には、条約国会議の5分の4が賛成し、軍事的な利益がそれにによって得られないことを確認するような検証をともなう場合に限ってPNEを承認する、としている。

しかし、この条項ができると、PNE開発を装って核兵器を開発することが、堂々と可能になるという欠点は深刻である。

メキシコは、もし、核兵器が廃絶されて世界状況が変われば、PNEはCTBTの修正条項によって復活可能であり、中国の言うように永久に禁止されることにならないという意見を述べている。

## IV 検証

検証の技術的側面に関しては大きな成果が得られている。しかし、政治的問題で次のような論点が残されている。

- ①現在使われている4カ所の核実験場に監視装置を置くこと。
- ②国際監視システム(IMS)がキセノンやクリプトンなどの希ガスを監視すべきかどうか。希ガスは核分裂爆発の存在を示すものであり、隠す努力をしても数日以内に排気される。
- ③人口衛星と電磁パルスデータの役割
- ④自国技術による監視情報(NTM)を証拠として使うべきかどうか。使うとすればどのような条件が必要か。
- ⑤国際データ・センター(IDC)は各国にどのようなデータを提供すべきか。つまり、どこまで分析や予備的な評価を含むべきか。

国際監視システムに関しては、4つの技術手段による世界的なネットワークとそのデータを集約する国際データ・センターの設置が基本的に合意されている。その構成は、地震観測所(主要50、補助100-150カ所)、海中音響ネットワーク、放射性原子核監視装置(75-100カ所)、超低周波音検出器(70カ所)である。

ロシアは、今年になってネバダ(米)、ロブ・ノル(中)、マルコア(仏)、ノーバヤ・ゼムリア(ロ)の4つの核実験場に、地震計と放射性原子核監視装置の設置を主張した。ロシアの意図は、米国のゼロ・イールドの検証を強めることにあったと思われ、米国はこれを受けようとしているが、中国が強く反発している。この点に関するロシアと中国の衝突が、条約の破壊要因(treaty breaker)になるかもしれないという観察が出はじめている。

中国とパキスタンは、人工衛星による電磁パルスの検出ネットワークの必要性をずっと主張しつづけていたが、費用がかかりすぎることと情報価値の面から反対が強かった。3月末に中国はこの主張を引っ込める微候を示した。しかし一方で、中国は費用を理由に希ガスの監視は不要であると主張した。

IDCのデータに関して、米国は、IDCは生データを提供して、各国が独自に分析すればよいという立場であったが、その技術的能力を持ち合わせていない非同盟諸国は、IDCが使いやすいデータにして提供することを主張している。

## V 立入り検査 (OSI)

疑わしい事態が起こったときの立ち入り検査問題は、政治的にも、成文化の上でも、もっとも立ち遅れている分野である。一般的な共通認識は、立入検査はまれにしか発動されないものであるべきで、悪用に対しては罰則が設けられるべきであるが、条項によって違反行為を抑止しうるような強さをもつていなければならない、ということである。

主要な意見の相違点は、立入検査の要求があったときの意思決定の手続きと国際監視システム(IMS)以外の自国データ(NTM)を根拠にできるかどうか、である。一方の極に米英があり、前提として立ち入りが許されるべきであり、特別の理由が証拠としてはすべてが許されるべきであるという主張である(赤信号方式)。それに対して、もう一方の極は中国、パキスタン、インドで、自国技術を証拠にすることには一切反対で、立入検査は執行委員会の議論と決定をへて初めて可能であると主張している(青信号方式)。多くの国は、この中間に位置する方針を見いだそうとしている。

とくにアメリカは、自国技術の使用が使用できないとすると、抑止効果が弱くなり、議会はCTBTを批准しなくなると警告している。

非同盟のG-21(本誌第7号参照)は、公式的には自国技術の使用に反対の立場をとっているが、G-21の多くの国は西ヨーロッパ、東ヨーロッパ諸国が言うように、国際監視システムだけでは検証体系の抑止効果が著しく弱くなるという主張に賛同している。フランスは、早くから、立入検査の要求が出されたときに、CTBT機構の技術事務局がIMSとNTMに基づく証拠に異なる比重をおいて決定する、という方式を提唱していた。NTMに基づく立入検査の要求には、執行委員

会の検討と投票が必要であり(青信号)、IMSに基づくものは自動的に立ち入りが行われる(赤信号)というものである。

南アフリカは、国際データと自国データをつなぐ提案を行った。それは、OSIを要する国はいかなる情報を証拠として使ってもかまわないが、生データを添付して、CTBT機構が独自分析することを可能にするというものである。

イランもオーストラリアも、モデル条約の中で自国技術データの使用可能性を認めている。イラン・モデルは国際データのみを使って、初期段階では基本的に赤信号方式で行うとし、補助情報として他の情報を使えるとしている。オーストラリア・モデルはフランスと南アフリカ案に基づいている。

多くの国が、NTMが用いられるときは執行委員会での投票が必要であると考えられており、その議決方式についても意見が別れている。証拠が消えてしまう前に迅速に立ち入るべきだという要求と、立ち入りの悪用を防ぐべきだという要求の攻防である。

立入検査問題も、**条約の破壊要因**の一つと考えられており、予断を許さない。

## VI CTBT機構

CTBTの実行は、CTBT機構に委ねられることに合意されている。機構は、加盟国会議、41~65カ国による執行委員会、技術事務局からなるとされている。機構の事務所は、ウイーンの国際原子力機関(IAEA)と同じ場所に置かれ、機構的には独立しているが一部の施設や資料などを共有するということに、ほぼ合意がえられている。

主要な争点は、技術事務局の構成であり、核兵器国は自分たちがかならず含まれることを要求しているが、一方で常任国という考え方に対する反対し、例外を設けないで地域バランスを満たす選出という主張がある。

この問題をあずかった議長補佐(モロッコのベンジエルン・ツウミ)は、第1回会議に議長の「作業文書」で妥協案をまとめている。それによると、執行委員会は45カ国からなり、ラテンアメリカ8、東ヨー

ロッパ6、北アメリカと西ヨーロッパ8、アフリカ9、中東と南アジア6、東南アジア、太平洋、極東7という構成である。選出方法は各地域にまかせるが、少なくとも3分の1議席は核能力、国際監視システムの場所の数、専門知識や監視技術の経験、CTBT機構への財政貢献度などを勘案した地域で定めた方式で選び、少なくとも1議席はアルファベット順で回転し、残りの席は順番制か選挙で決定する。

この案へは好意的な反応が多いが、アフリカからは議席が少ないと不満が表明されている。最終的には、この案を中心に調整可能と予想される。

## VII 発効

条約の発効手続きの問題は、交渉の大詰め段階で煮つまってゆくものと考えられている。

発効手続きは、基本的には競合する二つの要素のバランスで決められる。一つは、より多くの国が参加すべきであるという普遍性の問題、とりわけ核実験をする可能性のある関係国は、すべて参加すべきであるという要請がある。他方、実行組織が適当な時期に発足しなければならないという実際的な要請がある。

選択肢としては、単純に加盟国の数が一定数に達すればよいという案から、少数の国が実質的に拒否権をもつ状況は避けながらも、特定の国の参加を条件とする案まで、多数存在している。

オーストラリア・モデルでは、CDの加盟国とオブザーバー国(合わせて約75カ国)の批准を条件とするが、調印の2年後に批准を済ませた国が条約の発効を許すかどうかの会議を開く規定を設けた。イラン・モデルでは、原子力技術や能力の保有国についてのIAEAの68カ国のリストを基礎とし、その中の65カ国が批准することが発効の条件としている。

明らかにイラン・モデルの欠点は、落ちた3カ国の中に核兵器国や事実上の核兵器国が含まれていた場合の問題である。これを避けるために、核保有国5カ国とインド、パキスタン、イスラエルの事実上の保有国を加えた8カ国を名指しで含める提案がパキスタンとブラジルの提

案によって「転がし草案」に盛り込まれている。これに対して、インド、中国、イスラエルは名指しされることに反対し、南アフリカは事実上の核兵器国にこのような特別の地位を与えるべきでないという厳しい考え方を示している。

## VIII 構成と前文

ラマカー議長の「作業文書」は、原子力の平和利用、平和的核爆発、安全保障、他の条約との関連、などについての条文はCTBTに入れるのが難しいとの判断を示した。これは、それまでの大方の意見を反映したものである。

前文に関する議論は重要な段階にきている。「禁止の範囲」に関してオーストラリア案の一般的表現への支持が強まるにしたがって、一方で爆発をともなわ

ない高度な技術による核実験を、条約の精神において枠をはめようとする試みが強まっている。イギリスやフランスなどが、CTBTの目的は「要するにドカンを止める」と述べたことに刺激されて、多くの国がCTBTを作ろうとした歴史を振り返った。そして非同盟諸国に限らず広い範囲の国々がCTBTの目的は、核拡散の防止のみならず核軍縮の達成であることを再確認した。

議長の「作業文書」はこの点に関して、CTBTが「核兵器の質的な改善に終止符をうつこと」、「新しい核兵器の開発を阻止すること」を目指すべきであるという意見を、括弧の一つとして紹介している。iran・モデルの前文にも採用されている内容である。

インドは、今年のはじめに「時間枠を定めた核軍縮」努力とCTBTとをリンクさせようとする案文を提案したが、米英仏は強固な姿勢でこれに反対している。iran・モデルはこのインド案をも前文に盛り込んでいる。オーストラリア・モデルはCTBTが「核軍縮を達成する系統的なプロ

セスの実現に向かった有意義な第一歩である」という位置づけを与えているが、多くの非同盟諸国は、これでは不十分であるとしている。

非同盟諸国の中には、核不拡散条約(NPT)延長会議で採択された「原則と目的」文書の中の「行動計画」の内容を前文に押しだす可能性がある。位置づけがあいまいなままに留まっている「原則と目的」文書の内容を、条約で確認させようとする狙いであろう。

一方、CDで「核軍縮特別委員会」を設置する提案が暗礁に乗り上げたままになっているが、この問題がCTBTの議論に影響を与えていていることも見逃せない。米英仏の方針転換でこの「特別委員会」が設置されれば、インドの主張への同調者も、CTBT枠にのみこだわる必要がなくなるからである。

いずれにしても、条約前文の攻防は条約に魂を入れようとする闘いであり、最後までつづけられるであろう。(梅林宏道、レベッカ・ジョンソンの「ジュネーブ報告」を中心まとめた。)M

- 4月24日 六ヶ所村で民間核燃料再処理工場の建設進める日本原燃、工場の建設費が1兆8,800億円との見通し発表。高レベル放射性廃棄物貯蔵施設含めた建設費総額は2兆円に。
- 4月25日 訪中のエリツイン大統領、江沢民主席と会談。CTBT交渉の早期締結で合意。[9月締結]の時期を明示せず。「平和目的の核爆発」の中の主張は変わらず。
- 4月25日 米輸出入銀行、中の対パキスタン核関連技術輸出で、広州市の地下鉄建設参加の米企業への約3,600万ドルの輸出保証を凍結。
- 4月25日 KEDOが北朝鮮に供給する軽水炉の建設予定地、東沿岸部の琴湖(クムホ)地区に事実上決まっていた。北朝鮮側の要望。
- 4月25日 原子力政策円卓会議の初会合、都内で開催。12人参加。
- 4月26日 米国務省、対中取引に対する米企業向け米輸出入銀行の信用供与延期要請を明かす。運輸プロジェクトなど3,590万ドルが対象。
- 4月28日 日・EUの定期閣僚会議で日側、欧州委員会のKEDOに対する資金拠出案実現を要望。同委、加盟国説得に積極姿勢。
- 4月28日 米ニューメキシコ州で発生した大規模な山火事、核兵器開発を担ってきたロスアラモス国立研究所へ約3キロまで迫る。
- 4月29日 政府、中に輸出できる原発用資機材の種類を増やすことを決定、北京で日中原子力協定付属書修正の書簡を交換。
- 4月30日 米輸出入銀行の対中輸出保証一部凍結問題について中国外務省報道官、凍結措置撤回求める。

- 5月1日 北朝鮮の使用済み核燃料棒約8,000本の密封作業、寧辺で開始。水槽から乾式保管に移管。米、北朝鮮の協力を評価。
- 5月2日 北朝鮮の使用済み核燃料棒密封作業の際、過去の運転歴調べるためIAEAが要求していた燃料棒の詳細な計測、北朝鮮が拒否。
- 5月3日 新進党・小沢党首、北京で熊・人民解放軍副総参謀長らと会談。「核兵器は時代遅れ」と批判。
- 5月4日 北朝鮮の被爆者団体の招きで訪朝の広島の被爆者団体代表13人帰国。同国内に、広島での被爆者と二世約450人の存在が判明。

◇◇◆◇◇

### 読者のみなさんへ

#### 宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

## 日誌 1996.4.21~5.5

(作成:笠本丘生)

GP=グリーンピース/NZ=ニュージーランド/ASEAN=東南アジア諸国連合/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/MOX=ウラン・プルトニウム混合酸化物/OECD=経済協力開発機構

- 4月21日 クリントン・エリツイン両大統領、クレムリンで会談。エ大統領の訪中時に、核実験全面禁止で中政府を説得することで一致。
- 4月21日 米ホワイトハウス高官、「高濃縮ウラン協定」の米ロ両国締結を明かす。解体後のロ核弾頭から抽出の高濃縮ウランに、核分裂起こしにくいウラン混合・生成される低濃縮ウラン、米の購入定める。
- 4月22日 KEDO第5次軽水炉用地調査団、25日から5月7日まで訪朝予定。聯合通信報道。
- 4月22日 民需と軍用の境界が不明確な仏原子力産業に対し日原子力産業から流れた資金は1兆1,000億円強。仏民間組織WISE報告。
- 4月23日 中の陳健外務次官補、自民党訪中団と会談。CTBTは「今年中の締結」と、原子力安全サミットでの「9月まで」合意に不賛同。
- 4月24日 EUの欧州委員会、KEDOに5年間で計7,500万ECU(約99億円)の拠出案まとめ、EU外相理事会に諮ることを決定。

**郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-（6ヶ月¥2,500-）です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。**  
**次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。**

志澤勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道